

北上産農畜産物をPRしたい

「食のつながり」認証制度

担当課

農林企画課農林企画係 TEL 72-8235

本事業の役割

生産者が持つ思いやこだわりが、消費者までつなげる取組を「食のつながり」として認証することにより、北上産品の信頼性を高めていきます。また、北上産品を提供する販売店、飲食店及び加工業者が増えていくことにより、消費者が食べる機会も増え、魅力の発見や共感につながっていきます。消費者だけではなく、認証者同士もつながることで販路拡大につなげていきます。

「つながる」ことに取り組んでいる生産者、販売店、飲食店及び加工業者を認証する制度です。

対象者は？

生産者、販売店、飲食店、加工業者が対象になります。

認証条件は？

過去1年間でそれぞれの基準のいずれかに該当する「つながる」取組を実施している場合は、認証します。

(1) 生産者

- ・年間30日以上、販売店や飲食店へ農畜産物を提供し、店頭紹介のための生産者情報も提供している。
- ・年3回以上、販売店や飲食店と連携して食イベントを実施している。
- ・年3回以上、農業体験又はグリーンツーリズムの受入を実施している。
- ・年3回以上、WEB等で生産情報やこだわりを発信している。

(2) 販売店

- ・年間30日以上、北上産の農産物及びその加工品を販売し、その生産者情報を提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

(3) 飲食店

- ・年間30日以上、北上産の農産物及び加工品を使用し、生産者情報がわかるメニューを提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

(4) 加工業者

- ・年間30日以上、北上産の農産物を加工し、その生産者情報がわかる加工品を提供している。
- ・年3回以上、北上産の農産物の生産者と連携して食イベントを実施している。

手続はどうするの？

(1) 募集開始(6月1日、12月1日)

募集開始は市のHPでお知らせします。

応募書類はHPからダウンロードできるほか、担当課でも配布しています。

(2) 申請書の提出期限(6月30日、12月28日)

(3) 認証決定(8月、2月)

